別表一に次のように加える。

69	カスポファンギン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年12月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	040080x1xxx0xx
		040080x1xxx1xx
		180010x1xxx0xx
70	ダルベポエチン　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年12月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	130060xx97x00x
		130060xx97x01x
		130060xx97x1xx
		130060xx99x0xx
71	ニチシノン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx
72	ペムラフェニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
		130120xxxxx0xx
		130120xxxxx1xx
73	メチルチオニニウム塩化物水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	161070xxxxx00x
		161070xxxxx01x
		161070xxxxx10x
		161070xxxxx11x
		161070xxxxx3xx

○国土交通省告示第二百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準を第一に定め、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の十六第二項の規定に基づき、仮使用の認定をするために必要な図書として国土交通大臣が定めるものを第二に定め、同条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める工事を第三に定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件

第一　建築基準法（以下「法」という。）第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

2　次の各号に掲げる場合においては、当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合するものであること。

一　建築基準法施行規則第四条の十六第三項に規定する増築等に関する工事について、法第七条第一項の規定による申請が受理された後又は指定確認検査機関が法第七条の二第一項の規定による検査の引受けを行った後に仮使用の認定の申請が行われた場合

二　新築の工事又は第三に定める工事が完了した場合において仮使用の認定の申請が行われた場合

3　新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。

一　当該敷地のみに係る工事以外の工事が完了している場合　次に掲げる基準に適合すること。

イ　当該建築物が建築基準関係規定（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十七条から令第百二十八条の二まで及び仮使用の部分を使用する者の安全上、防火上及び避難上支障がないもの（建築物の敷地のみに係る部分に限る。）を除く。第二号ハにおいて同じ。）に適合すること。

ロ　当該敷地が令第百二十七条から令第百二十八条の二までの規定に適合すること。この場合において、これらの規定中「通路」とあるのは、「通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

ハ　仮使用の部分の各室から当該建築物の敷地外に通ずる通路と、仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路又は当該建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分とが重複しないこと。

二　仮使用をする期間が三年を超えない範囲内であること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる基準に適合すること。

イ　仮使用の部分と仮使用の部分以外の部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖をした状態にあるものに限る。）で区画すること。

ロ　令第百十二条第五項、第九項（ただし書を除く。）から第十一項まで及び第十四項から第十六項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第百十二条第五項	は、第一項	（以下「高層部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イ
	床面積の合計百平方メートル以内ごとに	高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを
令第百十二条第九項	主要構造部の住戸	工事完了後において主要構造部となるものの住戸
	については、当該部分	（以下「竪穴部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イの規定にかかわらず、竪穴部分にある仮使用の部分
	その他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）	竪穴部分にある仮使用の部分以外の部分
	しなければならない	すれば足りる
令第百十二条第十四項	若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもので	をした状態に